



平成29年中、千葉市内で263件の火災が発生しました。出火原因別では、**放火(疑いを含む・65件)**が最も多く、次いで**たばこ(39件)**、**こんろ(21件)**の順となっており、の順となっており、放火(疑いを含む)・たばこ・こんろからの火災で全体の半分近くを占めています。事業所・店舗の周囲や廊下・階段への可燃物放置、たばこの吸い殻等の不適切な処理、こんろの使用放置は、皆さんの事業所において重大な災害を起こしてしまう可能性があります。この機会にぜひ職場のみなさんと火災を起ささないためにはどうすれば良いかを話し合ってみてください!

## 消防署において

# 火災予防運動中

千葉市では以下のことを重点的に実施します。

### 1 立入検査の実施

建物や危険物施設の火災危険と延焼拡大危険排除のため、防火・防災管理体制、消防用設備等の設置及び維持管理状況について立入検査を実施します。

### 2 消防フェアの実施

各区ごとに、住宅防火啓発活動、応急処置訓練、消防車の展示、消防音楽隊の演奏等のイベントを実施します。

### 3 防火座談会、防火教室及び防火・防災訓練の実施

町内自治会を対象に防火座談会、防火・防災訓練等を実施して、防火・防災に対する知識の普及や地域防災組織の育成などについて推進します。

### 4 広報活動の実施

ポスターの掲示や消防車両等による広報、ソーシャルメディアなど各種媒体を活用した広報活動を展開します。



千葉市消防局

検索



<http://www.city.chiba.jp/fire/>

火災予防に関するご相談は最寄りの消防署へ  
消防局予防部予防課 TEL 043-202-1613

千葉市内の火災・災害発生情報は  
TEL 043-223-1119 (消防テレホンサービス)

【千葉市消防局】ホームページアドレス <http://city.chiba.jp/fire/>  
E-mailアドレス [yobo.FPP@city.chiba.lg.jp](mailto:yobo.FPP@city.chiba.lg.jp)

中央消防署 TEL 043-202-1617  
花見川消防署 TEL 043-259-2571  
稲毛消防署 TEL 043-284-5144  
若葉消防署 TEL 043-237-8041  
緑消防署 TEL 043-292-6147  
美浜消防署 TEL 043-279-0196

平成29年度  
全国統一防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

# 春の火災予防運動 実施中

平成30年  
3月1日(木)～7日(水)

この運動は、空気が乾燥して火災が発生しやすく、また強い風が吹くことが多い春を迎えるにあたり、市民の皆さん一人ひとりに防火意識の高揚を図っていただき、火災のない明るい街づくりの推進を目的とするものです。



千葉市消防局 千葉市消防団

千葉市防火協会・千葉市防火管理者協議会・千葉市危険物安全協会  
千葉市千葉港沿岸地区防災協議会・千葉市消防設備協会

公益財団法人千葉市防災普及公社・千葉市住宅防火対策推進協議会 千葉市少年女性防火委員会

# 盆踊りなどの催しで 花火を打ち揚げる方へ

花火は  
“火薬”  
です!!

## 1 はじめに

毎年、夏の時期になると、盆踊りなどの催しで花火を打ち揚げる方も多いと思います。その花火を打ち揚げる際、事前に消防へ届出等が必要なお知らせでしょうか。今回は、花火を打ち揚げる際に必要な手続きや事故防止のために守らなければならないことについてお知らせします。

## 2 対象となる花火の種類と量(一例)

手続きが必要となる花火の種類と量は下の表のとおりです。これはあくまで一例であり、近年では花火の種類も多種多様となっていますので、花火を打ち揚げる予定のある方は、なるべく早めに下記連絡先までお問い合わせください。

※なお、ホームセンター等で販売されているSFマークが付いた花火、いわゆる「おもちゃ花火」は、対象となりません(手続き不要です)。

届出・許可申請が必要となる花火の種類と量(例)

手続きの 区分	花火の種類			
	球状の打煙火 ※1 (10cm径×14cm以下) 10個以下 11個以上	スターマイン ※2	小型煙火 ※3	おもちゃ 花火
届出	○	○	○	×
許可申請	×	○	○	×

- ※1 火薬採取禁止。花火のことを煙火といいます。
- ※2 大小多数の花火玉を連続して打ち揚げ、まとまった効果を出すものです。
- ※3 打煙火を一つの筒にまとめたもので、外装などが多く花火しています。



## 3 必要な手続きの提出先

- (1) 煙火の打上げ・仕掛け届出書(様式第10号)・・・各区の消防電子防課
  - (2) 火薬類消費許可申請書(様式第29号)・・・消防局予防部指導課
- ※各様式は千葉市消防局のホームページに掲載しています。

## 4 制限される内容

花火といっても中身は「火薬」です。そのため、上の表のような花火を打ち揚げる際は、様々な制限がかかります。特に、花火を打ち揚げる際は、人や建物に対して十分に安全な距離を取ることが必要です。この安全な距離は花火の大きさにもよりますが、数十メートルから100メートル以上になる場合もあります。

## 5 花火大会等の主催者に対する説明会のご案内(6月)

花火を打ち揚げる際、事故の発生を防止するための責任は主催者にあります。ぜひ、この機会に説明会へのご参加をお願いします。

この説明会は千葉県と共催で実施しており、平成30年は6月1日(金)に消防局1階で実施する予定です。参加を希望される方は、下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
消防局予防部指導課危険物係(火薬担当) ☎043-202-1667

# 防災実務研修開催案内

受講料  
無料

防災防災意識を高め、震災時に被害が拡大しないよう、管理権限者や防火防災管理者は、全従業員への教育を効果的に実施することが大切です。この研修は、事業所で働く従業員の方を対象に、消火や通報、避難等の要領について、実際の設備を活用しながら学んでいただくことができるものです。

◆対象者 ▶ 千葉市内の事業所の従業員

◆研修内容 ▶ 3時間で次の内容を行います



◆特色 ▶

防災実務研修を受講した千葉市消防局管内の防火対象物の事業所は、消防法令で定める消火訓練及び避難訓練をそれぞれ1回実施したものとみなすことができます。  
防火対象物の事業所の方が消防法令に規定する訓練として受講する場合、千葉市火災予防執行規則に定める「消防訓練実施届出書」により、研修受講の3日前までに所轄の消防隊長に届け出てください。

◆研修場所 ▶ 千葉市消防総合センター(千葉市緑区平川町1513-1)

## 防災普及車による地震体験(無料)をしてみませんか。

突発的に発生する地震や火災等の災害に対して身の安全などの適切な対応を図ることは重要なことではありません。それには、日頃から災害に対する備えとともに訓練をする必要があります。



防災普及車は、地震映像と振動の相合せにより、過去に発生した大地震に近い揺れを体験できるとともに、初期消火体験など、身の安全を守るための初期対応のポイントをわかりやすく、身をもって体験できる車両です。

詳しくは、千葉市防災普及公社HPをご覧ください。

公益財団法人 千葉市防災普及公社

〒261-0004 千葉市美浜区美洲4-1-16 URL: <http://www.chiba-bfk.or.jp>  
TEL: 043-248-7788 / FAX: 043-248-7748